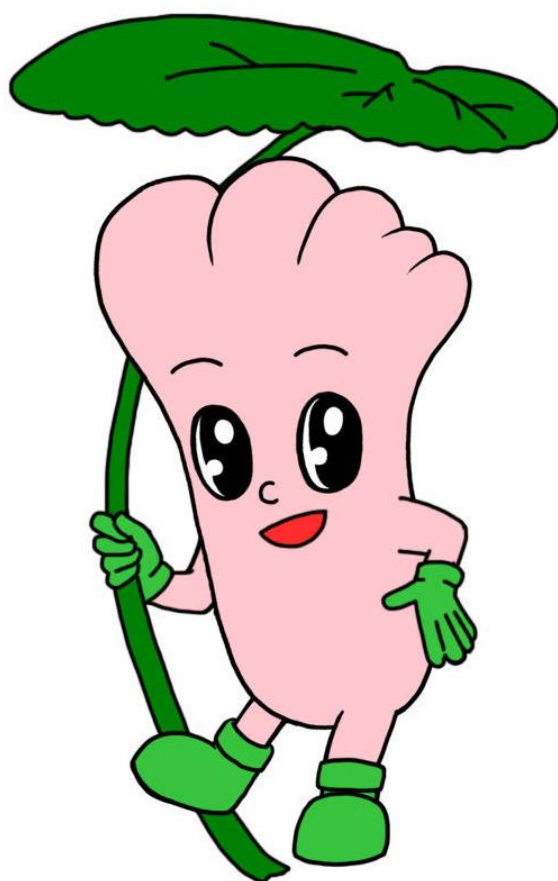


足寄町介護・保健・福祉 サービスガイドブック



令和3年5月発刊

(令和7年6月改訂版)

足 寄 町

<目次>

I. 困ったときの相談窓口	1
1. 役場窓口	1
2. 役場以外	2
II. 各種サービスについて	3
1. 障がい者福祉について	3
2. いくつになっても健康に生活するために	7
3. 医療サービスについて	10
4. 介護を受けるときは？	11
5. 高齢になってもいきいきと暮らしていくために	17
6. 安心して子育てするために	20
7. その他福祉関連サービス	22
III. 足寄町内公共施設バリアフリースイレー覧	23



I. 困ったときの相談窓口

1. 役場窓口

相談内容	相談機関
障がい者福祉について・生活の相談について・民生委員・児童手当・児童扶養手当・DV・ストーカーの相談など	こども・健康課福祉担当 ☎25-2216
こころや身体の健康についての相談・各種健康診断について・病気の予防や健康づくりについて・妊娠、出産、親子の健康について	こども・健康課保健推進担当 ☎25-2571
介護サービスを利用したい・介護予防・高齢者のことで相談したい	高齢者支援課 地域包括支援センター ☎25-9200
介護保険料・介護保険制度・住宅環境整備・介護保険の苦情について	高齢者支援課介護保険担当 ☎28-3854
高齢者の不安解消・成年後見人制度について	高齢者支援課高齢者福祉担当 ☎28-3854
特別養護老人ホームの入所について	特別養護老人ホーム あゆみの園 ☎25-3355
病院における療養に関する相談 退院後の相談・訪問診療、転入院の相談	国保病院医療連携室 ☎25-2155
子育て、子どもについての相談	子どもセンター ☎25-4415
教育相談電話 いじめや不登校、学習など、児童・生徒やその保護者の様々な悩みの相談を、教育推進幹が受けます。 (平日 9:00～16:00)	<相談専用電話> ☎25-4976 ※「よくなろう」で覚えてください 足寄町教育委員会 ☎25-3188



2. 役場以外

相談内容	相談機関
・社会福祉に関すること(共同募金、老人クラブ、身体障害者福祉協会、遺族会など) ・福祉ボランティアに関すること ・生活福祉資金貸付事業 ・心配事相談 ・障がい福祉サービスに関すること ・生きがいデイサービス ・むすびれっじ ・居宅介護等に関すること ・成年後見制度 など	▽足寄町社会福祉協議会 足寄町南6条2丁目7 ☎28-0722 fax25-9021
・障がいがある方が必要とする介護支援や就労支援等の障がい福祉サービスの相談 ・地域で生活できるように準備や必要なサービス、常時連絡体制を確保する等の体制整備に係るコーディネート ・障がい者差別や虐待、権利擁護に関する相談	▽足寄町基幹相談支援センター「あしat」 足寄町北3条2丁目4-2 ☎28-3181
・悪質商法や「振り込め詐欺」など特殊詐欺の被害や訪問販売、通信販売等における事業者とのトラブルについての相談 ・その他消費生活全般について ※消費生活専門員が対応 	▽足寄町消費生活相談所 足寄町南6条2丁目7 ☎28-0585 平日 10:00～15:30 ▽役場住民・出納課 住民生活担当 ☎28-3858
・人権擁護について 	▽とかち人権啓発活動ネットワーク協議会 (釧路地法務局帯広支局) 平日 8:30～17:15 ◆みんなの人権 110 番 0570-003-110 ◆子どもの人権 110 番 0120-007-110 ◆女性の人権ホットライン 0570-070-810 ▽人権擁護委員 役場住民・出納課 住民生活担当 ☎28-3858 ◆6月・12月 特設人権相談所開設

Ⅱ. 各種サービスについて

1. 障がい者福祉について

(1) 障がい福祉サービス要件

障害者手帳	要 件	備 考
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声、肢体、心臓・腎臓などの機能に一定の永続する障がいがある方	(等級1級～6級) 15歳未満の方は保護者が申請してください。
療育手帳	判定機関(帯広児童相談所、道立心身障害者総合相談所)において知的障害と判定された方	(等級A・B)
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方	(等級1級～3級)

その他、自立支援医療受給者(精神通院医療に限る)、難病等の方も対象となります。

(2) 障がい福祉サービスの種類

◇足寄町内で利用できるサービス

区分: 障がい者～(者)・障がい児～(児)

	サービス	サービス内容	事業者・区分
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う	生活サポートのひら・足寄町社会福祉協議会 (者)(児)
	重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいで、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	足寄町社会福祉協議会 (者)
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	介護する方が病気等で介護ができない場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行う	むすびれっじ (者)(児)
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作や集団生活への適応支援の実施	児童発達支援センターあゆみ園 (児)
訓練・就労系	就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	地域共同作業所ふれあいホーム (者)

◇足寄町以外の施設で利用できるサービス 区分:障がい者～(者)・障がい児～(児)

	サービス	サービス内容	区分
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行う	(者)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護、介護及び日常生活の世話を行う	(者)
施設系	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	(者)
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	(者)
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	(者)
訓練系・就労系	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	(者)
	就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	(者)
	就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	(者)

◇地域生活支援事業

サービス	サービス内容	事業者
日常生活用具 給付事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付または貸与する事業	町と契約している事業者を利用
移動支援事業	外出時の移動が困難な障がい者等に対して外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の移動を支援する事業	足寄町社会福祉協議会 / 生活サポートてのひら / 地域共同作業所ふれあいホーム
日中一時支援 事業	日中、障がい者等に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う事業	地域生活支援事業所えくぼ / 生活サポートてのひら
地域活動支援 センター事業	地域生活の充実のため創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流を促進する場を確保する事業	地域共同作業所ふれあいホーム

自動車改造助成事業	重度の身体障がい者が就労等に伴い、自動車の改造に要する経費を助成する事業（助成限度額あり）	
訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障がい者（児）のお宅を訪問し、入浴介護を行う事業。 （介護保険の対象者は該当になりません）	
生活サポート事業	介護給付支給決定以外の障がいのある方で、日常生活に関する支援を行う必要があると町長が認めた方を支援する。	足寄町社会福祉協議会 / 生活サポートでのひら
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に対する居室その他の設備の提供を行い、日常生活に必要な便宜を供与する事業	<申込先> 役場こども・健康課 福祉担当 ☎25-2216 障害者地域生活支援センター ☎28-3181

◇その他サービス

サービス	サービス内容	備考
障害者手当	①特別障害者手当 （20歳以上・在宅重度障がい者） ②障害児福祉手当 （20歳未満・在宅重度障がい児） ③特別児童扶養手当 （障がい児を養育している保護者）	診断書が必要
交通機関料金割引	①JR旅客運賃割引 ②バス運賃割引 ③航空運賃割引 ④有料道路通行料金割引 ⑤タクシー運賃の割引	④は状況により該当しない場合あり
税の控除	①所得税及び道町民税の控除 ②道町民税の非課税（所得額135万円以下） ③自動車税・自動車取得税・軽自動車税の免除 ④相続税の控除・贈与税の非課税 ⑤少額貯蓄の利子等の非課税	<連絡先> 役場住民・出納課 税務室 ☎28-3859
足寄町独自の制度	①足寄町重度心身障害者年金（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級で在宅の方） ②じん臓機能障害者通院支援事業（足寄町国保病院に人工透析で通院している方の移送）	

補装具の交付	身体障害者手帳に記載されている障がい内容に応じて補装具の交付や修理を行う	
その他	①NHK放送受信料免除 ②携帯電話基本使用料等割引 ③駐車禁止除外指定者の指定申請 ④障害基礎年金 ⑤重度心身障害者医療費助成制度	状況により該当しない場合あり

◇ほかにも日々の生活の援助や就労のための援助など、様々なサービスがあります。
まずは役場こども・健康課福祉担当にご相談ください。



お問い合わせ

役場こども・健康課福祉担当 ☎25-2216

◎十勝管内精神科・心療内科一覧

病 院 名	住 所	電 話
ホームケアクリニックあづま	足寄町南5条3丁目	0156-25-5050
大江病院	帯広市西20条南2丁目5-3	0155-33-6332
おびひろメンタルクリニック	帯広市西2条南11丁目16	0155-27-7377
萩原医院	帯広市西4条南10丁目44	0155-22-3156
大和田心療内科	帯広市白樺16条東19丁目12-1	0155-58-1688
田中医院	音更町木野大通東15丁目2	0155-31-2682
北海道立緑ヶ丘病院	音更町緑が丘1	0155-42-3377
帯広協会病院	帯広市東5丁目南9丁目2	0155-24-6600
帯広厚生病院	帯広市西14条南10丁目1	0155-65-0101
国立病院機構 帯広病院	帯広市西18条北2丁目16番地	0155-33-3155
藤田クリニック	池田町大通6丁目13	015-572-6020
本別町国民健康保険病院	本別町西美里別6番地8	0156-22-2025
足寄町国民健康保険病院	足寄町南2条3丁目1番地	0156-25-2155

◎精神障がいに係る相談窓口

相談機関名	住 所	電 話
帯広生活支援センター	帯広市西6条南6丁目3 ソネビル内	0155-23-6703
十勝障がい者総合相談支援センター	帯広市東11条南9丁目1 プラザ六中内	0155-28-7599

2. いくつになっても健康に生活するために

- ◇健康相談 ～ 妊婦や乳幼児から成人、高齢者まで、あらゆる年代の方を対象に健康に関する相談を、個人に限らずサークルや自治会集団でも受けられます。
- ◇健康教育 ～ 健康に関する情報や知識について、妊婦や乳幼児から高齢者まであらゆる年代の方を対象に実施。育児サークルや自治会・老人クラブ・職場・各種サークル等でご希望の場合はご相談ください。
- ◇家庭訪問 ～ 赤ちゃん訪問のほか、健診事後の生活習慣病予防や療養生活・介護予防支援のため、あらゆる年代の方を訪問しています。
ご希望の方はいつでもご連絡ください。

(1) 健診事業

生保・すこやか健診（生保の方、35歳～39歳で健診の機会のない方）、特定健診、後期高齢者健診、キッズ健診（小児健診）

診察、身体腹囲計測、血液、尿検査など（健診料無料）

がん検診、脳ドック、人間ドック、歯周病検診

胃がん、肺がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん、PETがん検診、脳ドック、歯周病検診などの受診料の一部を助成

特定保健指導

40歳以上 75歳未満の特定保健指導該当者

(2) 高齢者保健事業

▽介護予防・健康相談・家庭訪問
～保健師、管理栄養士などが相談にのります。

▽予防接種助成
～インフルエンザ・高齢者肺炎球菌・新型コロナウイルス

(3) 予防接種等事業

▽子ども等インフルエンザ予防接種
▽中・高校生健康教育
▽エキノコックス検診など



(4) 不妊治療・不育症治療助成

▽不妊治療助成

対象は医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療です。詳細は担当へお問い合わせください。

▽不育症治療費助成

限度額 15万円・対象は北海道不育症治療費助成事業により助成を受けた方で、足寄町に1年以上住所を有し、税金等滞納のない方。詳細は担当へお問い合わせください。

(5)母子保健事業

母子健康手帳の発行

母子健康手帳・父子手帳の配布。妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票、妊婦歯科検診受診票、妊婦の緊急搬送についての説明など

妊産婦通院交通費等

助成金

妊婦健診及び出産等を町外の医療機関で行う方の通院に要する交通費・出産準備のための宿泊費の一部を助成。

通院 1 回あたり 2,450 円～上限 産前 14 回、出産時 1 回。宿泊 1 泊 5,000 円～上限 5 泊

あしよろ♡たまごくらぶ

妊婦とその夫を対象に妊婦一般健康診査受診票等の発行や歯・栄養の話など妊娠期の健康に役立つ話の他、妊婦さん同士の交流などを実施

子育て出産祝い金

出生時の住所登録地が足寄町である子どもを対象に 第 1・2 子 10 万円、第 3 子以降 20 万円
※保護者の住民登録が 1 年以上経過していること。
税金の滞納がないこと。

新生児訪問・乳幼児訪問

新生児～1 か月以内
乳幼児～必要時

産後ケア

生後 1 歳までのお子さんをもつお母さんが、安心して子育てができるよう体調管理や育児方法について助産師が支援します。

(上限 5 回)

- ・デイサービス型
- ・訪問型

新生児聴覚検査費助成

生後 1 か月までに受けた聴覚検査費用を助成。(全額)

乳幼児相談

3 か月と 12 か月の親子や相談を希望する親子を対象に、健康・栄養相談を実施

伴走型相談支援・妊婦

支援給付金

各時期に保健師と面談した対象の方に、給付金を支給します。

1 回目：妊娠届け出時の面談実施後

2 回目：新生児訪問での面談実施後

定期予防接種

2 か月以上の子どもの対象に、町内の病院で個別予防接種を実施

先天性股関節脱臼検査

3 か月の子どもを対象に、超音波検査・視触診を足寄町国保病院で実施

乳幼児健診

5～7 か月児、8～10 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児の親子を対象に、小児科医の診察、歯科検診、身体計測、健康・栄養・歯科相談等を実施

もぐもぐ教室

6～7 か月頃の親子を対象に離乳食のすすめ方と食べ方についての講話と試食を実施

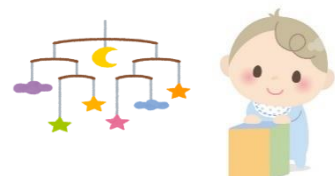
フッ素塗布(希望者)

1 歳 6 か月、2 歳 6 か月、3 歳児健診、3 歳 6 か月に実施

あしよろ子育てアプリ

(母子モ)

妊娠時から出産・育児まで赤ちゃんの成長を記録管理ができます。スマートフォンに無料でダウンロードできます。



(6)こころの健康相談

こころの健康相談（相談対応ダイヤル）

北 海 道 0570-064-556

帯広保健所 0155-27-8634

本別保健所 0156-22-2108

足寄町役場 0156-25-2571

こころの悩みについて相談をお受け
しています。

相談受付け機関と電話番号は左記の
とおりです。

<注意📌>

- ①R7年(2025年)4月現在の内容です。年度により変更されることがあります。
- ②各保健事業には、保健師、管理栄養士が対応しています。
- ③ほかにも各種健康相談や教室などを行っています。自治会回覧でのお知らせや足寄町ホームページをご確認ください。



お問い合わせ

役場こども・健康課保健推進担当 ☎25-2571

3. 医療サービスについて

子ども医療費助成制度	お子さんが18歳に到達する年度末まで、医療費(保険診療)を北海道と足寄町で全額助成します。保護者の所得制限もありません。受給者証を交付しますので、出生・転入時の手続きと合わせて申請をしてください。
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭(母子・父子家庭)のお母さん又はお父さん及びお子さんの医療費(親は入院のみ)を北海道と足寄町で助成します。所得に応じて自己負担額及び限度額が異なります。受給者証を交付しますので申請をしてください。 ※お子さんが18歳に到達する年度末まで全額助成となります。
重度心身障害者医療費助成制度	心身に重度の障がいを持つ方の医療費を北海道と足寄町で助成します。所得に応じて自己負担額及び限度額が異なります。受給者証を交付しますので申請をしてください。 ※お子さんが18歳に到達する年度末まで全額助成となります。
後期高齢者医療制度(特例分)	65 歳以上 75 歳未満で、一定以上の障がい認定を受けた方は後期高齢者医療制度に加入することができます。 基本的には医療費は 1 割負担ですが、所得により2割または3割負担になることがあります。

保育所や学校管理下でのケガは日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用されることがあります。保育所や学校の担当の方に確認してください。



お問い合わせ

役場住民・出納課保険担当 ☎28-3857

4. 介護を受けるときは？

足寄町では介護保険制度による「介護サービス」と、介護が必要になることを予防するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

まずは「役場高齢者支援課地域包括支援センター(☎25-9200)」に相談してください。

(1) 介護保険制度について

第1号被保険者（65歳以上）
原因を問わず、日常生活を送るために
介護や支援が必要と認められた方

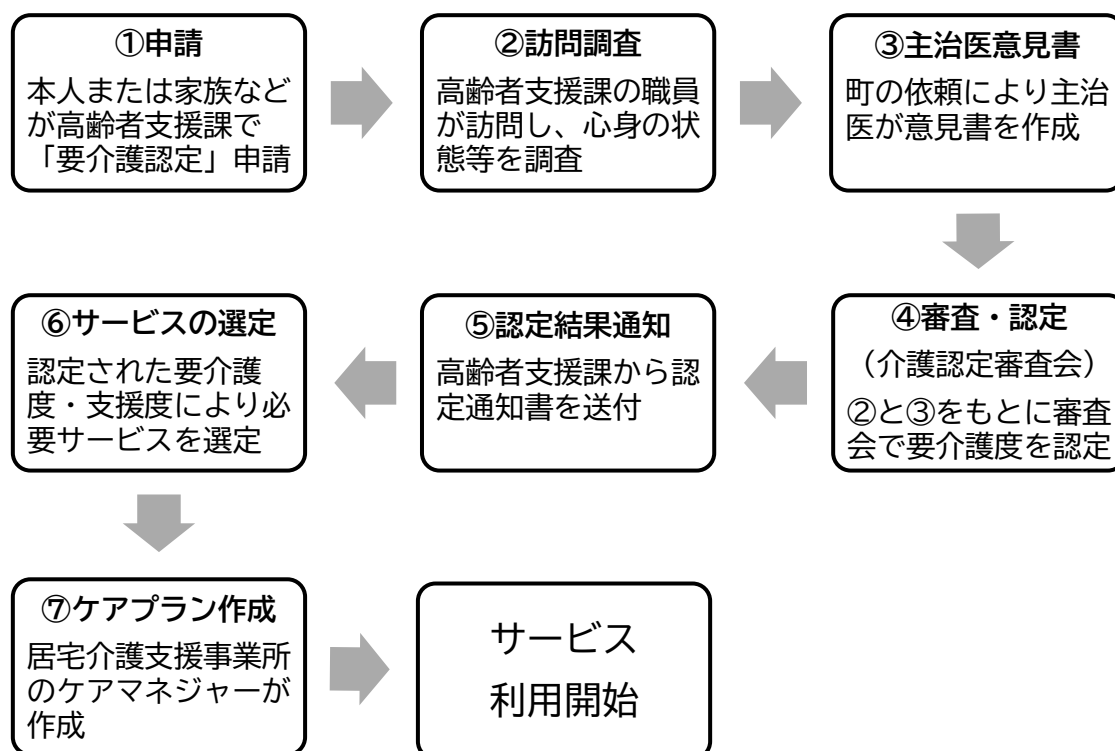
介護保険料は「広報あしよろ」や町HPで
ご確認ください。

第2号被保険者
(40歳以上 65歳未満の医療保険加入者)
老化が原因とされる病気（特定疾病※）により、介護や支援が必要と認定された方
交通事故や転倒などが原因の場合は利用できません。

※特定疾病

がん末期・脊柱管狭窄症・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・早老症・慢性閉塞性肺疾患・後縦靱帯骨化症・骨折を伴う骨粗しょう症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症・多系統萎縮症・脳血管疾患・初老期における認知症・パーキンソン病関連疾患・脊髄小脳変性症・閉塞性動脈硬化症

◇手続きの流れ



(2)介護予防・日常生活支援総合事業

介護が必要になることを予防するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

要介護認定で要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービスとして訪問サービス、通所サービスを受けることができます。また、要介護認定を受けなくても基本チェックリストにより「要支援者に相当する方」として確認された方も、これらのサービスを受けることができます。

◇事業内容

訪問型サービス(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理等の生活援助を行います。

※従来の介護予防訪問介護に相当します。

<要件>

要支援1・2

総合事業対象者

通所型サービス(デイサービス)

食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションができます。

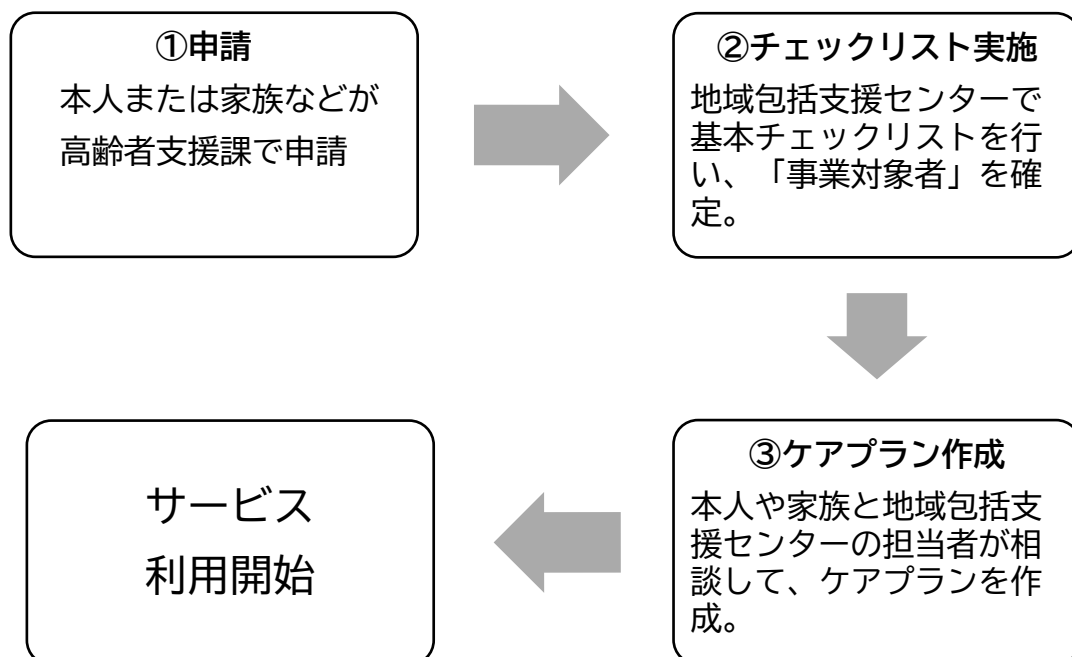
※従来の介護予防通所介護に相当します。

<要件>

要支援1・2

総合事業対象者

◇手続きの流れ



<ケアプラン作成>

要介護 ㊦ 要支援 ㊧

サービス	サービス内容	要件等	町内事業所
居宅介護支援	介護支援専門員が適切な介護サービスを利用できるよう居宅サービス計画を作成します。	㊦1～5	各居宅介護支援事業所
介護予防支援・ 介護予防ケアマネジメント	保健師、社会福祉士等の職員が、介護予防の視点に立った介護予防サービス計画を作成します。	㊧1・2 総合事業対象者	足寄町地域包括支援センター

足寄町内居宅介護支援事業所

▽足寄町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

☎28-0722

▽ケアプランセンターわ to わ

☎25-5790

▽足寄町居宅介護支援事業所

☎25-9200

(3)足寄町の介護サービス

<在宅サービス>

要介護 ㊦ 要支援 ㊧

	サービス	サービス内容	要件等	町内事業所
訪問サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、入浴、排せつ、食事の介助等の身体介護や生活援助を行います。	㊦1～5	足寄町社会福祉協議会指定訪問介護事業所/アニカライフ足寄/生活サポートのひら
	訪問型サービス (ホームヘルプ)		㊧1・2 総合事業対象者	
	(介護予防)訪問看護	看護師等が訪問し、主治医の指示にもとづき療養上の世話や診療の補助を行います。	㊦1～5 ㊧1・2	本別地域訪問看護ステーション / ホームケアクリニックあづま/アニカケア足寄
	(介護予防)訪問リハビリテーション	自宅で機能回復訓練をするため理学療法士や作業療法士等が自宅に訪問し、リハビリテーションを行います。	㊦1～5 ㊧1・2	足寄町国保病院 / ホームケアクリニックあづま
	(介護予防)居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。	㊦1～5 ㊧1・2	各医療機関・薬局など

通所サービス	(介護予防)認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症のある方が、デイサービスセンター等に通い、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	⑪1～5 ㊤1・2	デイホーム「ひなたぼっこ」
	地域密着型通所介護 (デイサービス)	通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けられます。	⑪1～5	足寄町社会福祉協議会通所介護事業所
	通所型サービス (デイサービス)		㊤1・2 総合事業対象者	
短期宿泊サービス	(介護予防)短期入所生活介護・ (ショートステイ)	介護施設などに短期間入所して、日常生活上の支援などが受けられます。	⑪1～5 ㊤1・2	特別養護老人ホーム「あゆみの園」
訪問・通所・宿泊サービス	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けます。	⑪1～5 ㊤1・2	足寄町小規模多機能型居宅介護事業所 (むすびれっじ内)
その他	(介護予防)福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具が借りられます。 <例> 歩行器・手すり・車いす・介護用ベッドなど	⑪1～5 ㊤1・2	
	(介護予防)住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に、原則20万円を上限として改修費用を支給します。	⑪1～5 ㊤1・2	※事前申請
	介護用品購入利用券 (紙おむつ等)	紙おむつ、紙パンツ、尿取りパットを1割負担で購入できる利用券を支給します。 ※月額 6,000 円以内(購入金額)	⑪1～5 ㊤1・2 総合事業対象者	※事前申請※ 指定業者 16 ページのとお り
	(介護予防)特定福祉用具購入	入浴や排せつのための道具などを購入した際、その購入費を支給します。 ※限度額 年 10 万円 <例> ポータブルトイレ・入浴用いす、手すりなど	⑪1～5 ㊤1・2	

(4)足寄町内の介護サービス事業所

要介護 ㊦ 要支援 ㊧

施設名	サービス内容	要件等	町内の事業所
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の介助などが受けられます。	㊦3～5	特別養護老人ホーム「あゆみの園」 ☎25-3355
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症のある人が、共同生活を営む住居において、入浴、食事、排せつなどの介護や機能訓練を受けられます。(要支援1の人は受けられません)	㊦1～5 ㊧2	足寄町認知症対応型生活介護事業所1・2(むすびれっじ内) ☎28-0177 グループホーム うらら花 ☎25-6000
軽費老人ホーム (ケアハウス) ※介護保険施設ではありません。	日常生活においては身の回りのことが自分でできる方が入居できる施設です。食事は提供されますが、その他の身の回りのことは自分で行います。支援が必要な方はヘルパーやデイサービス等、外部の介護保険サービス等、外部の介護保険サービスを利用することができます。	60歳以上の方(夫婦の場合はどちらかが60歳以上)	ケアハウス 「銀河の里あしよる」 ☎25-9888
住宅型有料老人ホーム ※介護保険施設ではありません。	癌や神経難病などの特定の病気をお持ちの方が、食事の提供など様々な生活援助サービス、併設する訪問看護、訪問介護のサービスを利用することができます。	特定疾患をお持ちで、看護や介護を要する方	住宅型有料老人ホーム 「アニカ足寄」 ☎28-0550



◇介護用品購入利用券指定業者

業 者 名	住 所	電 話
(有)小林薬局	足寄町南1条2丁目1	25-2048
(株)にいぬま	足寄町北1条3丁目13	25-3184
(株)あしよ調剤薬局足寄店	足寄町南5条3丁目3	25-5962
(株)サッポロドラッグストア足寄南店	足寄町南3条1丁目10	25-7500
(株)あしよ調剤薬局あしよ南2条店	足寄町南2条2丁目7-6	25-8120
(株)ツルハ ツルハドラッグ足寄店	足寄町南7条1丁目15	28-0594
イエローグローブ足寄店	足寄町南7条1丁目12	25-8611

【認知症にかかわるサポートについて】

「チームオレンジ」の活動に に参加してみませんか？

足寄町では認知症の理解を深め、認知症の方や家族の方を支援するための「チームオレンジ」が結成されています。

認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を受講することでメンバーになれます。安心して生活できる地域づくりに参加してみませんか？

障がい・虚弱高齢者のための 「かえるネットワーク」

認知症などにより行方不明になった高齢者や障がい者を隣近所・事業所・団体などの協力機関が連絡を取り合い、町ぐるみで発見・保護する仕組みです。その後の本人や家族への支援も行います。

※徘徊等の心配がある方を事前に登録しておくことができます。

「ひだまりカフェ」 に参加してみませんか？

地域住民が認知症の理解を深めることのできる交流の場として毎月1回実施しています。

●開催日 第3金曜日 10時～12時

●場 所 南区コミュニティーセンター

●参加費 100円（ドリンク・スイーツ付き）

※どなたでも予約なしで参加できます。

足寄町高齢者見守り支援 「かえるシール」交付事業

認知症等で行方不明になった際に、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると瞬時にご家族等へ発見メールが届くシステムです。

※登録申請することでシールの交付が受けられます。

認知症は誰にでも起こりうる身近な病気です。足寄町では認知症への理解を深め、地域の人みんなで支え合い、安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

<お問い合わせ>

役場高齢者支援課地域包括支援センター ☎25-9200



5. 高齢になってもいきいきと暮らしていくために

(1) 足寄町の高齢者福祉サービス

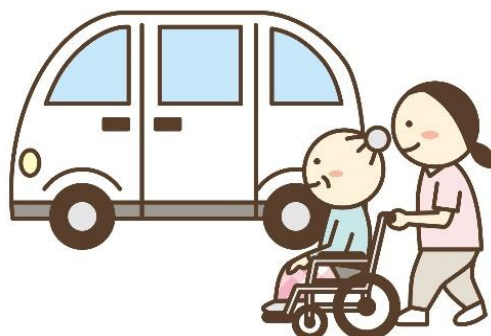
サービス	サービス内容	要件等
緊急通報装置設置	65歳以上の独居・高齢者のみの世帯または日常生活に支障のある世帯に、病気や災害時の緊急時に適切な対応が図れるように緊急通報設置を行います。	設置料：町負担 通話料・電池等：利用者負担
敬老祝金	足寄町に住所を有し、9月15日現在において継続して1年以上居住されている満年齢77歳、88歳、99歳の方に、長寿のお祝いと社会貢献に対する労をねぎらうため、足寄町商工会商品券をお渡しします。	77歳～ 15,000円 88歳～ 30,000円 99歳～100,000円
敬老会開催費交付金	12月31日現在において足寄町に住所を有する満年齢75歳以上の方を対象に敬老会を実施した自治会等に対し、経費として1人当たり3,000円以内を支給します。	
生きがいデイサービス	町内の「寿の家」で週2回程度、介助員により、趣味活動、健康チェック、給食サービスなどを行います。 ◎大萱地・上利別・芽登・螺湾寿の家	利用料 1日300円
除雪サービス	冬期間(11月～3月)、自治会等の地域組織が対象世帯の除雪を行った場合、所要の助成を行います。 助成額～ 1世帯7,000円	65歳以上の高齢者世帯、身体障がい者世帯、病人等のいる世帯で町民税非課税世帯または公道から住宅まで相当の距離があり自力で除雪が困難な世帯
訪問理美容サービス	身体状況や心身の疾病または障がいにより、自ら美容院、美容院に出向くことが困難な方に対し、登録された理美容サービス事業者が居宅に訪問し、理美容サービスを行います。	費用～自己負担 業者は別記
地域住民グループ支援	閉じこもりがち、または要介護状態になる恐れのある地域高齢者のお宅に見守り等の訪問活動を行うグループに対し助成を行っています。助成限度額：5万円	<事業者> 足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722
食の自立支援 (配食サービス)	65歳以上の独居、高齢者のみの世帯や心身障がいなどにより、調理が困難な方に、週2回(火・木曜日)、安否確認も兼ねて昼食を宅配します。	<事業者> 足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722

外出支援サービス	在宅の高齢者・心身障がい者で自力で公共交通機関等による外出が困難な方に、ご自宅と町内施設・医療機関への送迎を行います。 ※家族による送迎ができる方などは除く ※利用料:無料	対象者:65歳以上の方、重度心身障がい者で外出が困難な方 <事業者> 足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722
あんしん電話サービス (ハートコール)	週2回、電話で安否確認や健康状態の把握などを行います。 ※利用料:無料	対象者:70歳以上のひとり暮らしの方 <事業者> 足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722
徘徊高齢者家族支援	認知症の徘徊がみられる高齢者の安全の確保と家族の不安を解消するため、徘徊探知機導入の初期費用を助成します。	限度額~1万2千円 毎月の利用料金は自己負担
高齢者保健福祉サービスモニター	定期的に高齢者のいる家庭や福祉施設等を訪問し、各種サービス内容に関する意見や要望等をお聞きし、適切な対応を行うとともに、高齢者の話し相手や安否確認等を行います。 ※利用料:無料	
介護支援ボランティア	指定した介護施設などで、利用者とお話しをしたり、掃除・洗濯の補助、レクリエーションの補助などを行います。おおむね1時間で1ポイント(1ポイント100円)を貯めることができ、1年に一度換金することができます。	<事業者> 足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722
給食サービス	老人憩いの家で毎週火曜日に、婦人ボランティアの皆さん手作りの昼食をいただきます。 ※利用料:1食 300円	70歳以上のひとり暮らしの方 <事業者> 足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722
100円タクシー	市街地区にお住まいで、移動手段のない高齢者や障がい者の方が町内の医療機関に通院するときに利用できる乗り合いタクシーです。事前登録が必要です。	70歳以上または障がい者等の手帳が交付されており、自分で車の乗降ができる方 役場こども・健康課 福祉担当 ☎25-2216
生活支援長屋	高齢者や障がい者の方が、住み慣れたご自宅での生活が継続できるよう、介護保険等のサービスを受けながら、一時的に生活する施設です。	むすびれっじ内 ☎28-0113

地域交流施設	足寄町内に住むすべての高齢者の健康・生きがいをづくりや、介護予防をはかるための施設です。高齢者との交流であれば、どなたでも利用できます。世代を超えて多くの方が集まり繋がりができることで、互いに支え合う体制を作っていきます。	むすびれっじ内 ☎28-0177
通所型介護予防事業	生活機能の維持や認知症予防のため、日常生活のリハビリに取り組むほか、転倒予防などの介護予防訓練などが受けられます。	MELLOW 倶楽部 「あ・笑～る」 <事業者> NPO法人ママサポートえぷろん ☎25-6000

訪問理美容業者

はたの理容 25—2229 ・ 山村理容室 25—2242



お問い合わせ

▽介護サービス

役場高齢者支援課地域包括支援センター ☎25-9200
介護保険担当 ☎28-3854

▽高齢者福祉サービス

役場高齢者支援課高齢者福祉担当 ☎28-3854

6. 安心して子育てするために

(1) 子育て関連施設

☆足寄町認定こども園どんぐり

生後6ヶ月から就学前の子どもたちが健やかに成長するよう取り組むとともに、集団生活で良い習慣が身につくよう家庭との連携を大切にしながら保育を行っています。

定員 180 人

(3歳未満児 25 人、3歳以上 155 人)

生後6か月～就学前児童

☆地域保育所

足寄町市街地区以外に、芽登保育所、螺湾保育所、上利別保育所の3つの保育所があります。(令和7年度上利別保育所は休所)

☆児童館・学童保育所

◆児童館(登録制) 13時～17時

自由来館・ランドセル来館

◆学童保育所(定員120名 登録制)

保護者の就労等により昼間家庭において保育を受けられない児童が利用できます。また一時的に保育が必要になった場合でも利用できます。

月～金 授業終了～18時

土曜日 8時～12時

長期休業日 8時～18時

◆つどいの広場(無料)

月～金 10時00分～11時50分

(休館日 土・日・祝日)

☆子育て支援センター

お子さんが健やかに育ち、安心して子育てができるようお父さん、お母さんのサポーターとして育児相談などを行っています。

◆一時保育(有料)

お仕事、急病、看護、社会活動などにより一時的に家庭保育が困難になった場合お預かりします。

月～金(週3日・月12日以内)

9時～17時

1歳(離乳完了)～就学前児童(未入園児)

要予約～利用日の3日前まで

◆つどいの広場(無料)

9時30分～11時30分

(休館日 水・土・日・祝日)

◆子育て相談

月～金 10時～16時

◆その他

子育て情報の提供・子育て講座、講演会の開催など

☆児童発達支援センターあゆみ園

心身の発達や言葉の習得などに遅れのあるお子さんを対象に、遊びや運動、相談指導を通じて1人1人の発達の援助を行っています。まずはご相談ください。

お問い合わせ

あしよろ子どもセンター ☎25-2574

子育て支援センター ☎25-4415

(2)児童手当

目 的	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする手当です。
受給対象	高校生年代までの児童(18歳になった年の最初の3月末)
手 当 月 額	<3歳未満> 第1子・第2子:15,000 円 第3子以降 :30,000 円 <3歳～高校生年代> 第1子・第2子:10,000 円 第3子以降 :30,000 円
多子加算の 数え方	児童手当受給者が生活費等を負担している大学生年代までの子をカウント(22歳になった年の最初の3月末まで)
受給資格者	・監護生計要件を満たす父母等 ・児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月 (年6回)

(3)児童扶養手当

目 的	父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、該当児童について手当を支給し、自動の福祉の増進を図ることを目的とする手当です。
支給対象者	18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母等
支給要件	父母が離婚した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童等を監護していること等
手当月額	手当には所得制限があり、所得額や児童数によって異なります。詳細はお問い合わせください。
所得制限 限度額 (収入ベース)	全部支給(2人世帯):190万円 一部支給(2人世帯):385万円
支給月	1月、3月、5月、7月、9月、11月 (年6回)



お問い合わせ

役場こども・健康課福祉担当 ☎25-2216

7. その他福祉関連サービス

民生委員・児童委員	困りごとや生活上の課題を一緒に考え、行政機関とのパイプ役になる一番身近な相談員です。町内には30名の民生委員児童委員と2名の主任児童委員が活動しています。地区ごとに担当がいます。	役場 こども・健康課 福祉担当 ☎25-2216
生活保護	思いがけない病気やケガ、失業などにより生活費に困り、他に方法がないときは、その状況に応じて必要な生活の保障と、自分自身の力で生活していくことができるよう指導・援助を行います。まずは担当にお問い合わせください。	
DV支援措置	DV(家庭内暴力)により生命または身体に危害が及ぶおそれのある方、ストーカー行為などで執拗につきまとい等をされるおそれのある方について、加害者からの住民票や戸籍の附票の請求があった場合に交付や閲覧を制限することができる支援措置があります。 <手続きの流れ> ①被害者本人またはご家族が警察署等に相談する。 ②支援措置申出書の提出 ③警察署から申出書に意見を附して被害者へ交付。 ④警察署から交付された申出書を市町村へ提出 ⑤支援開始	役場 住民・出納課 戸籍年金担当 ☎28-3856
生活福祉資金	他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的な自立と生活の安定を目指し、社会福祉協議会が窓口となっている貸付制度です。 【貸付対象者】 ▽低所得世帯（世帯の収入が一定基準以下） ▽障がい者世帯 （各手帳の交付を受けた方の属する世帯及び障害者総合支援法によるサービスを利用している方など、これと同程度と認められる者を含む方の属する世帯） ▽高齢者世帯 （65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯） 【連帯借受人・連帯保証人】 原則として、連帯保証人が1名必要です(条件あり) 【返済】 ・利子は無利子、年1.5%、年3%のいずれか （貸付資金の種類によって異なります） ・返済は元金利子均等月賦返済	足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722

Ⅲ. 足寄町内公共施設バリアフリートイレ一覧

施 設 名	設 備	そ の 他
足寄町役場	  	
足寄町民センター	   	子ども用トイレ
あしよろ銀河ホール21	   	
あしよろ子どもセンター	  	子ども用トイレ
足寄動物化石博物館	 	
総合体育館	   	子ども用トイレ
温水プール		
生涯学習館	 	
老人憩の家	 	
南区コミュニティーセンター	 	
児童館	 	
国保病院	 	
旧道の駅 足寄湖		
里見が丘公園(野球場)	   	
里見が丘公園(砂防公園)		
里見が丘公園(ときわパークゴルフ場)		
里見が丘公園(フラワー園)	 	
火葬場	  	お盆・お彼岸は一般開放
銀河の湯あしよろ		脱衣所にベビーベッド
寿の家(上利別・大誉地・螺湾・芽登)		
集落センター(大誉地・芽登)	 	



車椅子対応



オストメイト



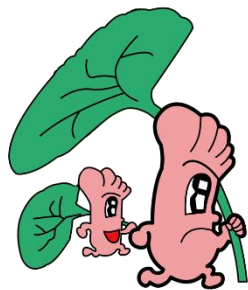
おむつ交換台



ベビーシート

☆足寄町ホームページ

<https://www.town.ashoro.hokkaido.jp>



QRコード

